

佐賀県

杵藤保健福祉事務所のしおり



令和7年度

も く じ

1	ようこそ！杵藤保健福祉事務所へ……………	1
	杵藤保健福祉事務所組織図……………	2
2	保健福祉事務所の業務内容	
	1) 企画経営課……………	3～4
	2) 福祉支援課	
	(1) 地域福祉担当……………	5
	(2) 母子保健福祉担当……………	6～7
	3) 健康推進課	
	(1) 精神保健福祉担当……………	8～9
	(2) 健康推進担当……………	10～12
	4) 衛生対策課……………	13
	5) 環境保全課……………	14
○	保健福祉事務所 相談受付時間……………	15
○	県内保健福祉事務所及び県の保健福祉機関……………	16
○	利用できる電話相談……………	16

1 ようこそ！杵藤保健福祉事務所へ

1) 佐賀県では「保健所」と「県福祉事務所」を一緒にして、「保健福祉事務所」を設置（H18.4月）しています。

保健福祉事務所は、保健・医療・福祉・環境に関するサービスを一体的に提供し、児童虐待や障害福祉など、保健と福祉の複合した問題に対する総合的な相談窓口として地域の皆さんをサポートします。

杵藤保健福祉事務所では、3市4町（武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町）を対象に、業務を行っています。

保健福祉事務所の主な仕事

健康危機管理

- ・健康被害の発生予防、拡大防止
- ・被害者への適切な医療の確保など

保健・福祉の相談サポート

- ・子育て・療育相談・不妊相談
- ・児童虐待・DV等女性相談
- ・知的・身体・精神・難病等相談
- ・生活保護・母子・父子・寡婦福祉の相談サポートなど

医療・薬事

- ・医療に関する相談
- ・医療関係許認可
- ・医療従事者免許など

健康推進と病気の予防

- ・エイズ、肝炎相談
- ・結核・感染症の予防
- ・食生活・栄養・栄養成分表示相談
- ・肝がん予防・生活習慣病相談
- ・特定給食施設指導
- ・障害児(者)の歯科保健相談
- ・たばこ対策など

食品・環境衛生

- ・食品衛生、飲料水に関する相談
- ・食中毒の予防
- ・旅館・理美容所等の許可等指導
- ・狂犬病予防、動物愛護業務など

環境保全

- ・環境保全に関する相談
- ・公害、浄化槽関係の届出の受付、監視指導など

保健福祉事務所で働く専門スタッフ

- | | | |
|-------|--------|---------|
| ・医師 | ・獣医師 | ・保健師 |
| ・薬剤師 | ・管理栄養士 | ・臨床検査技師 |
| ・行政職員 | | 等 |

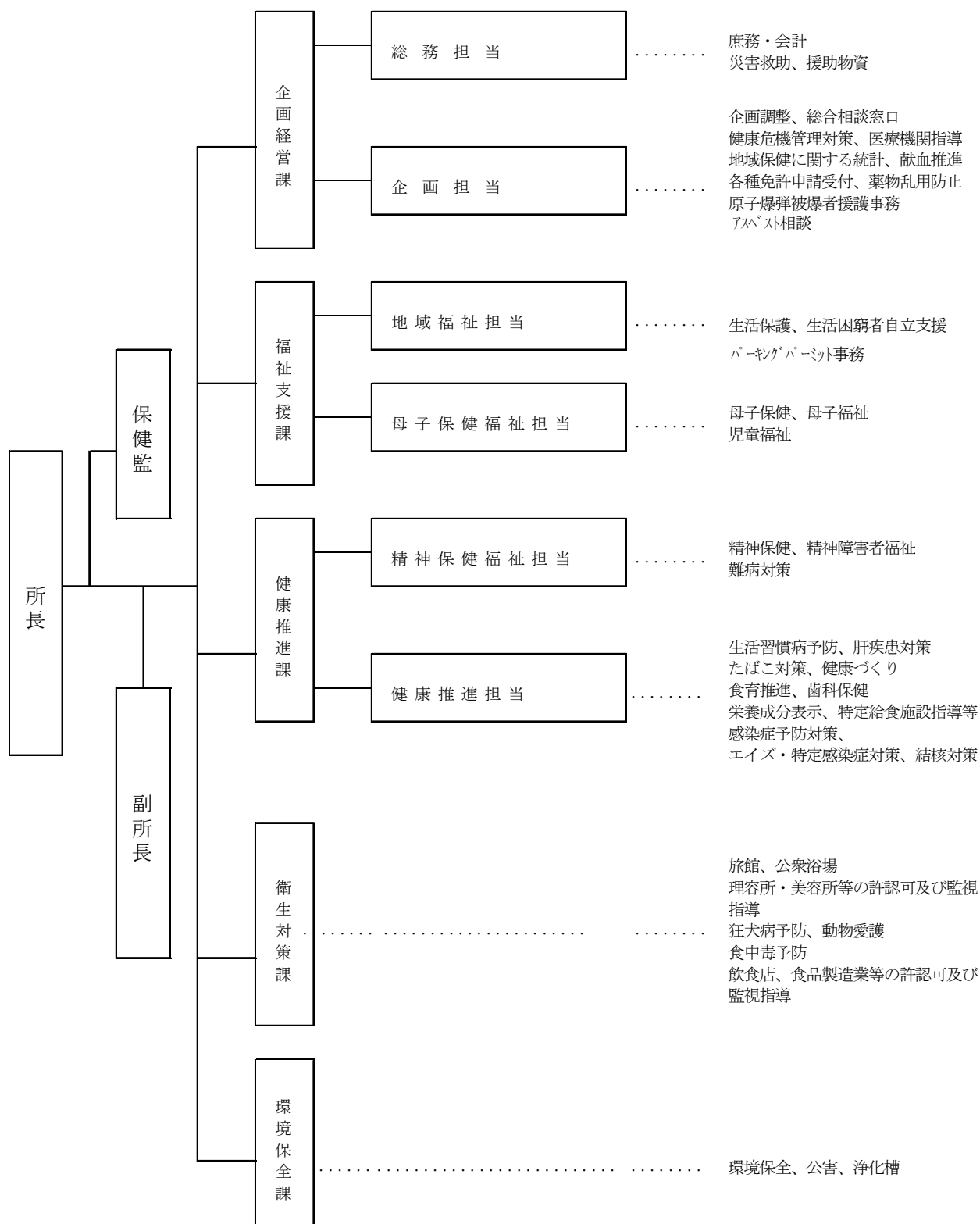
☆保健所

保健所は地域保健法第5条に基づき、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るために設置されたもので、疾病の予防・健康増進・環境衛生等公衆衛生活動の中心的機関として、地域住民の生活と健康にきわめて重要な役割を担っています。

☆福祉事務所

福祉事務所は社会福祉法第14条に基づき、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に係る事務を行う社会福祉行政機関です。

2) 杵藤保健福祉事務所の組織



2 保健福祉事務所の業務内容

1) 企画経営課（企画担当、総務担当）

役 割

◆企画調整部門

保健福祉事務所内の横断的な企画調整を行うとともに、市町や関係機関団体との連携強化、情報の収集・提供など、各事業の円滑な推進を図るため、支援体制や連絡調整機能の充実に努めています。

◆健康危機管理

地域における健康危機管理の拠点として、災害時や新型インフルエンザをはじめとする健康危機事象が発生した場合の迅速な対応や被害拡大防止を図るための体制整備に努めています。

◆安全・安心な医療に関する対策

医療機関に対する立入検査、医療従事者の免許に係る事務、医療に関する苦情や相談、医療機関の開設・変更に係る事務等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する体制の確保に努めています。

◆総務部門

保健福祉事務所の予算・決算等の会計事務及び、庶務一般事務を所掌しています。

また、災害により生活必需品を喪失した者に対しての給付及び貸与を行うために、災害救助用物資（毛布、タオルなどの生活必需品）の保管を行っています。

主な事業

<①企画調整部門・健康危機管理の主な事業>

事業名	業務内容等
地域医療構想調整会議	・南部構想区域における地域医療構想の達成に向けた協議
健康危機管理対策	・健康危機の予防、発生等における各関係機関との連携体制整備 ・所内外に対する健康危機管理に関する研修会の実施
衛生統計	・人口動態調査、医療施設動態調査、地域保健・健康増進事業報告等の各種衛生統計に係る事務及び分析
情報提供、広報	・地域保健に関する各種統計情報の収集及び分析、市町等への提供、広報誌の作成等による広報活動

<②安全・安心な医療に関する対策の主な事業>

事業名	業務内容等
医療体制の整備	・医療機関開設等の事務（病院、診療所の開設、変更に係る申請、届出等） ・医療機関立入検査（病院、診療所に対する立入検査を行い、必要に応じて指導を行う） ・救急医療体制の整備推進
医療安全支援センター	・医療に関する苦情や相談に対応し、患者や家族と医療機関との信頼関係の構築を支援

関係法規：医療法

<③その他の主な事業>

事業名	業務内容等
各種免許事務	・医療関係（医師、薬剤師、看護師、准看護師等）、管理栄養士、栄養士、調理師などの免許に係る事務
薬物乱用防止	・薬物乱用防止のための普及啓発及び不正けし等の抜去指導
献血事業推進	・献血推進のための普及啓発と企業、団体等への協力依頼
原子爆弾被爆者援護事務	・原子爆弾による被爆者であることを示す被爆者健康手帳の交付（被爆者は手帳を提示すれば、一般疾病医療機関において、医療費の患者自己負担をせずに医療が受けられる。） ・被爆者の健康管理のための、定期健康診断の実施 ・介護保険サービスの自己負担分への助成及び各種手当（医療特別手当、健康管理手当、葬祭料等）の申請受付
石綿被害救済法関係事務	・アスベストに関する健康・救済給付相談 ・石綿による健康被害の救済給付認定申請受付
臓器移植推進事業 骨髄移植推進事業	・移植医療に関する知識の普及啓発 ・骨髄提供者の募集及び登録
学生実習指導	・保健師、看護師等の資格取得を目指す学生等の地域実習の受入 ・実習指導計画の作成と所内各部門との調整
保健福祉業務連絡会	・市町の保健・福祉や関係者を対象に連絡調整及び業務の充実や資質の向上を図るための調整会議

関係法規：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

臓器の移植に関する法律

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、大麻取締法等

2) 福祉支援課

(1) 地域福祉担当

役 割

◆ 生活保護の実施

生活に困窮されている方に対して、その困窮の状況と程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を確保するための経済的な援助を行うとともに、保護受給者の方が自分の力で生活できるよう手助けをして、その自立を支援します。

なお、杵藤保健福祉事務所の所管は杵島郡（大町町、江北町、白石町）及び藤津郡（太良町）であり、武雄市、鹿島市及び嬉野市の区域はそれぞれの市の福祉事務所が所管しています。

◆ 県生活困窮者自立支援事業の推進

しごとや生活に困られている方の生活・就労・家計管理・子どもの学習支援等のサポートを行う自立支援相談機関の案内や、同機関を通じて申請をしていただく住居確保給付金の支給事務を実施しています。

◆ 地域福祉等の推進

高齢者福祉の支援として、養護老人ホーム入所判定委員会に参画し、入所措置の適正な運営の円滑化を図っています。

その他、各種福祉関係の計画策定支援や援護関係（戦没者追悼など）の業務を行っています。

主な事業

事業名	根拠法令	業務内容等
生活保護の実施	生活保護法	- 生活保護の決定の流れ - 相談 - 手続 ①申請 ②調査 ③決定 ④通知 - 自立支援 就労自立、日常生活自立を必要としている受給者に対して、状況に応じた支援を行うために自立支援プログラムの実施
住居確保給付金の支給事務	生活困窮者自立支援法	- 県生活自立支援センターを通じて行われる申請の審査・決定 「住居確保給付金支給決定通知書」の交付 - 給付金の支給
パーキングパーミット推進事業	佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）推進要綱	パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）の交付

(2) 母子保健福祉担当

役 割

◆母子保健

小児慢性特定疾病医療費や不妊治療助成事業などの医療給付を行うとともに、市町の母子保健事業に対し専門的・技術的な助言・支援及び連絡調整を行い、より専門的なサービスが必要な障害児・慢性疾患児等に対しては、市町とともに保健福祉事務所による直接的支援を行います。

◆母子福祉

ひとり親家庭やDV等の各種相談に応じ、日常生活支援や経済的自立支援を行います。

◆児童福祉

要保護児童・子ども虐待等の相談の他、市町の求めに応じて要保護児童対策地域協議会等へ参加し、家庭児童問題に関する支援等を行います。

主な事業

<① 母子保健の主な事業>

事業名		業務内容等
不妊の悩み支援事業		・不妊や不育症で悩む夫婦等の相談を実施
すこやか発達相談指導事業（療育相談）		・身体機能に障害のある児童又は機能障害を招くおそれのある児童を早期発見し、適切な治療上の指導を実施
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業		・小児慢性特定疾病等により長期療養を必要とする児童について、日常生活における健康維持増進及び福祉の向上を図るための療養指導を実施
聴覚障害児療育支援事業		・新生児聴覚検査で要精密又は聴覚障害を発見された子どもについて、コミュニケーションや言語の発達を促し、早期に適切な療育につなげるための家庭訪問や保護者交流会、関係機関との連携等を実施
先天代謝異常等要フォロー児の事後指導		・医療機関等から先天代謝異常等、要フォロー連絡があった児に対し、家庭訪問や相談等を実施
性と健康に関する支援事業		・生涯を通じた健康支援を行うために、思春期の相談や性（生）教育、支援者対象研修会を実施
医療給付	小児慢性特定疾病医療費支給	・子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く医療費負担が高額となるため、治療の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう医療費の自己負担分の一部又は全額を補助
	結核児童療育事業	・結核に罹患し、長期入院を要する児童に対し、医療給付及び学用品等の支給を実施
	不妊・不育症の治療助成事業	・不妊治療や不育症治療を希望しているにもかかわらず、経済的に負担を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成

関係法規：母子保健法、児童福祉法、障害者自立支援法

<②母子福祉の主な事業>

事業名	業務内容等
ひとり親家庭相談・調査・指導	・ひとり親家庭からの各種相談（電話、来所、訪問等）に応じるとともに、就労、求職等に関する支援を実施 ・DV相談の実施
母子父子寡婦福祉資金貸付及び償還指導	・母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する相談、貸付金の決定、支払い、償還指導を実施
ひとり親家庭自立支援給付金支給	・自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金等の支給に関する相談及び申請受付の実施
母子生活支援施設・助産施設入所措置	・入所希望者に対する相談、面接、施設との連絡調整、申請受付、入所決定、入所者の所得に応じた入所者負担金の決定等を実施

関係法規：母子及び父子並びに寡婦福祉法、 児童福祉法
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

<③児童福祉の主な事業>

事業名	業務内容等
家庭児童相談	・各種相談 ・要保護児童・子ども虐待に係る通告の受理及び児童相談所への送致の実施 ・児童相談所の依頼による調査、指導の実施 ・児童相談所、市町との連携による訪問等の実施
家庭児童問題に関する助言等支援	・市町の求めに応じて要保護児童対策地域協議会等へ参加 ・家庭をサポートするため、学校、民生児童委員、医療機関等関係機関等と連携

関係法規：児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律

3) 健康推進課

(1) 精神保健福祉担当

役 割

◆精神保健福祉

精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行います。

◆難病

原因不明で治療方法が確立していない難病に罹患している患者等に対して、専門的な保健サービスを提供します。また、サービスが難病患者の生活の場で提供できるよう必要に応じて保健・医療・福祉間の連絡調整をし、難病患者在宅療養支援のネットワークづくりに努めます。

主な事業

<①精神保健福祉の主な事業>

事業名	業務内容等
精神保健相談訪問指導事業	・不安や悩みなど「こころの健康」が気になる方やその家族を対象に、精神科医師による個別の相談を行っている（毎月第1～4水曜日午後 予約制）。 ・また、保健師による相談（電話、来所）や訪問を随時実施している。主に、医療の必要がある者に対して受診勧奨や服薬・生活指導、社会復帰に関する助言、その他家族が抱える問題等についての相談対応を行う。
精神保健指定医による精神診察	・精神保健福祉法第22条～第26条の2の規定に基づき、自傷他害の恐れ等で申請・通報された者に対し、精神保健指定医の診察により措置入院の要否の決定や入院医療機関への移送を行っている。
措置入院者退院後支援事業	・措置入院者のうち、退院後の医療等の支援が必要と認められ本人の同意があった者に対して、精神保健福祉センターが作成した退院後支援計画にもとづき、退院後の支援（訪問、相談等）を行う。
自立支援医療受給者証及び精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務	・自立支援医療受給者証により、精神疾患に罹患している者の通院医療費の医療保険自己負担分の一部を公費負担する。また、精神障害者が各種支援を受けられるように精神障害者保健福祉手帳を交付する。 ※申請の窓口は市町。保健福祉事務所では市町からの書類の点検・取りまとめを行っている。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム事業	・杵藤地区自立支援協議会精神ネットワーク部会において、精神障害者支援に関わる保健・医療・福祉の関係機関での協議の場を設置し、地域の課題を共有化したうえで、研修やその他包括ケアシステムの構築に資する取り組みを推進する。
自殺総合対策事業 (地域自殺対策推進事業)	・地域の実情に応じた自殺予防事業（①人材養成事業（ゲートキーパー養成講座）、②普及啓発事業（自殺予防週間等）、③自殺未遂者支援事業（自殺対策連絡協議会、医療従事者研修会））を展開する。

関係法規：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
障害者総合支援法
自殺対策基本法

<②難病の主な事業>

事業名		業務内容等
特定医療費（指定難病） 医療費助成		・対象疾病（348 疾患）に罹患している人の医療費自己負担分の一部を公費負担することにより患者の医療費負担の軽減を図る。併せて指定難病についての治療研究を促進する。
難病患者地域 支援対策事業	医療相談	・医師、薬剤師、保健師などが難病患者や家族と面接し、病気の理解や不安の軽減・適正な療養について助言を行う。また同じ悩みを持つ患者及び家族の交流会（疾患別）の支援を行う
	訪問相談 ・指導事業	・要支援患者・家族を保健師が訪問し、日常生活・療養等についての相談・援助を行う
	訪問相談 員育成事業	・地域において難病対策を担当する職員や訪問看護師に対し研修を実施し、従事者の資質の向上及び育成を行う
	地域協議 会	・患者・家族が安心して在宅療養を送ることができるよう、管内の難病に関わる関係機関が意見交換し連携体制を構築する
在宅難病患者レスパイト事業		・指定難病患者の家族等の介護者が、休息（レスパイト）できるよう、一時的に指定医療機関の入院病床や自宅への訪問看護師派遣を利用することにより、患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図る

関係法規：難病の患者に対する医療等に関する法律
 難病特別対策推進事業実施要綱
 保健医療局長通知、健康局長通知

(2) 健康推進担当

役 割

◆健康増進・栄養改善

市町、保健・医療団体、職域保健関係者と連携しながら、栄養・食生活の改善、運動の普及、たばこ対策等に取り組み、住民の健康づくりや生活習慣病予防対策を行います。

◆肝疾患対策

肝がんの主な原因とされるウイルス性肝炎(B型・C型)対策を中心に、肝炎定期検査費助成事業や肝炎治療費助成事業を実施し、肝炎対策を推進します。

◆歯科保健

障害・難病者等の歯科保健事業を実施しています。また、市町と連携を図りながら住民の生涯を通じた歯科保健対策を推進します。

◆感染症対策

感染症対策の基本は、感染源・感染経路・感受性(感染状態を起こす可能性)対策です。この3要素を踏まえて地域における予防活動を実践するためには、保健所の有する専門職種と検査機能が重要な役割を担っています。

患者発生時に迅速に情報を収集し、疫学調査を行って感染源及び感染経路を特定するとともに、関係機関との連携・調整のもと、ハイリスクの集団を把握して感染者の早期発見や感染拡大防止を行います。

また、感染の未然防止を図るため社会福祉施設等の巡回指導及び正しい知識の普及啓発活動を行います。

主な事業

<① 健康増進・栄養改善の主な事業>

事業名	業務内容等
佐賀県健康プラン推進事業	・佐賀県健康プラン推進(連携体制整備・強化、普及啓発、人材育成) ・市町健康増進計画の策定及び推進に係る支援
地域・職域連携推進事業	・地域保健と職域保健の連携体制の強化 ・健康経営の推進(職域の健康づくり支援、連携事業の実施)
国民健康・栄養調査	・国民の身体状況、栄養素等の摂取量及び生活習慣の状況に関する調査 ※国からの委託により実施
特定給食施設指導	・給食従事者研修会の開催 ・給食施設の栄養管理等に関する実地指導、相談への助言等
糖尿病対策事業	・糖尿病重症化予防体制の強化 ・「ストップ糖尿病」対策会議、糖尿病連携手帳の活用促進 ・発症予防のための食環境整備
食品の表示に係る相談(保健事項)	・食品表示(保健事項)の適正化のための相談、指導等 ・健康保持増進効果の広告等に関する指導等
低栄養予防対策事業	・地域の低栄養予防対策の推進 ・地域高齢者等の食のサポート体制整備検討会・研修会の実施
たばこ対策事業	・禁煙、分煙、防煙のための普及啓発 ・健康増進法に基づく受動喫煙防止対策

関係法規：健康増進法、食品表示法、食育基本法

<② 肝疾患対策の主な事業>

事業名	業務内容等
肝炎治療費等助成事業	・ B型、C型ウイルス性肝炎のインターフェロンフリー治療薬（C型）及び核酸アナログ製剤治療（B型）に係る費用の助成 ・ 肝がん及び重度肝硬変治療費助成
杵藤地区肝がん撲滅対策委員会	・ 肝炎ウイルス検査受診率の向上や早期治療のための対策についての検討 ・ 医師会、市町等関係者で組織する対策委員会や作業部会の開催
肝炎ウイルス精密検査費助成事業	・ B型、C型肝炎ウイルス検査における陽性者への精密検査受診費用の助成（精密検査の受診及びウイルス性肝炎の適正医療の促進）
肝疾患定期検査費助成事業	・ B型、C型肝炎ウイルス検査における陽性者に対して、定期検査費を助成（専門医療機関での定期的なフォローアップ）

関係法規：健康増進法・肝炎対策基本法

<③ 歯科保健の主な事業>

事業名	業務内容等
障害（児）者等歯科保健事業	・ 未就学の障害児及び支援者等を対象とした「お口の健康相談会」の開催
歯科疾患予防事業	・ フッ化物洗口従事者研修会事業
歯科疾患実態調査	・ 歯科保健の状況を把握するために国の委託により実施

関係法規：歯科口腔保健法

<④ 感染症対策の主な事業>

事業名	業務内容等
感染症発生動向調査 (感染症サーベイランス)	・発生届等の情報を医療機関・保健所・都道府県等の関係機関においてオンラインで共有するシステム。収集した情報は専門家による分析がされ国民・医療関係者等へ還元されている。 ・一～四類感染症と五類感染症全数把握対象疾患は、発生届出により全数把握。 ・五類感染症定点把握対象疾患は、定点医療機関から毎週報告を受け、オンラインシステムで、集計報告する。 ・感染症情報収集システム（学校欠席者情報収集システム）による報告からも流行状況を把握し、まん延予防に役立てる。
感染症予防事業	・感染症予防及び発生時の拡大防止対策 (積極的疫学調査、集団発生報告時の指導助言、一類感染症等の移送 等) ・新型インフルエンザ等対策 ・厚労省健康局長通知「社会福祉施設における感染症発生時に係る報告について (R5.4.28 一部改正)」による感染症集団発生 (10 名以上又は半数以上) への対応 ・社会福祉施設等の感染症予防巡回指導 ・健康教育 (感染症予防講演、手洗いチェッカー等の貸出等)
結核対策事業	・正しい知識の普及啓発 ・結核定期健診の推進 ・結核部会 (感染症の診査に関する協議会) の開催 ・結核患者の登録管理及び医療費の公費負担制度 ・接触者健診による早期発見 ・DOTS 事業※¹ (DOTS カンファレンス・地域 DOTS※²・コホート検討会) ※¹DOTS＝直接服薬確認療法 ※²地域 DOTS の支援方法は、外来 DOTS・訪問 DOTS・連絡確認 DOTS 等。 ・結核患者・家族等への指導
エイズ対策事業 特定感染症予防事業	・正しい知識の普及啓発 高校生等に対するエイズ予防健康教育 エイズ検査普及週間 (6 月) 世界エイズデー (12 月) ・エイズ相談 (電話・面接) ※R7.3.28～Web サイトからも予約開始 ・H I Vスクリーニング検査 (梅毒・クラミジア検査含む) ・H T L V－1 検査
予防接種対策事業	・予防接種に関する相談、指導 ・予防接種過誤報告による被害調査

関係法規：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
予防接種法

4) 衛生対策課

役 割

◆環境衛生

一つの施設を不特定多数の人が利用する場合、その施設の衛生管理の不足により感染症等の健康被害が発生することのないよう衛生管理の指導に努めます。

その他生活に関係する様々な健康被害発生防止に関する業務を行います。

◆食品衛生

飲食物に起因する健康被害の発生を防止するため、飲食店、食品製造所等の許可、食品関連施設の監視・指導及び県内を中心に流通している食品の検査等を通じ、食品の安全、衛生の向上に努めます。

◆狂犬病予防、動物愛護

わが国では昭和30年代初めに最後に狂犬病の発生はあっていませんが、海外では未だに多くの人命が失われる恐ろしい感染症の一つです。

狂犬病のまん延による人の健康被害を防止するために、犬の登録、予防注射などの啓発を行います。

また、犬、ねこなどの愛玩動物について、これらの動物は「命あるものとして」、生涯適正な飼養がなされるよう動物愛護について啓発を行います。

主な事業

事業名	根拠法令	業務内容等
環境衛生事業	興行場法、公衆浴場法 旅館業法、理容師法 美容師法、クリーニング業法	・興行場、公衆浴場、旅館、理容所、美容所、クリーニング所の許可等及び監視指導
建築物環境衛生事業	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	・相当規模を有し、多数の者が使用する建築物の衛生確保指導 ・建築物衛生管理業の登録及び指導
水道事業	水道法 飲用井戸等衛生対策要領 遊泳用プールの衛生基準	・上水道、簡易水道、専用水道等の適切な管理運営の指導 ・飲用井戸等の衛生指導 ・遊泳用プールの指導
化製場等に関する事業	化製場等に関する法律	・化製場又は死亡獣畜取扱場の許可及び指導 ・指定区域内での動物の飼養の許可及び指導
食品衛生事業	食品衛生法 食品表示法	・食品営業施設等の許可及び監視指導 ・食中毒予防と食品衛生思想の普及啓発 ・流通食品の監視指導、取締り等 ・食品表示の相談 ・食中毒及び苦情処理等
狂犬病予防事業	狂犬病予防法	・犬の捕獲・抑留、咬傷事故調査等
動物愛護管理事業	動物の愛護及び管理に関する法律	・動物取扱業登録及び指導 ・犬、ねこの多頭飼養届及び指導 ・所有者の判明しない犬、ねこの引き取り ・特定動物の飼養の許可及び管理指導 ・苦情処理等

5) 環境保全課

役 割

◆環境保全

環境保全の推進を図るための対策や指導等を行い、人の健康や安全の確保に努めます。
生活排水対策を重点的に推進します。

主な事業

<環境保全の主な事業>

事業名	根拠法令等	業務内容等
公共用水域 及び 地下水質監視	水質汚濁防止法	・有害物質による地下水汚染監視のため、定期的な検査を行う。 ・魚へい死、油流出等の水質事故が発生した場合の原因調査や拡大防止対策を行う。
事業場等の監視 指導	水質汚濁防止法 大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法 佐賀県環境の保全と創造に関する条例	・法・条例に基づく特定施設等を有する事業場や特定粉じん（石綿）が使用された建物等の解体現場へ立入を行い、排出基準、作業基準及び適正な維持管理が遵守されるよう監視・指導を行う。
公害苦情処理	公害関係法律 (水質汚濁防止法など)	・住民等からの苦情などを市町や関係機関と協力しながら、調査解決にあたる。
水質・大気関係 特定施設の届出等	水質汚濁防止法 大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法 フロン排出抑制法 佐賀県環境の保全と創造に関する条例	・汚水やばい煙を発生させる特定施設に係る設置届等の受付、審査及び指導を行う。 ・オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のためにフロン充填回収業者登録受付、審査及び指導を行う。
環境保全教育の 普及啓発	環境基本法	・水生生物調査、生活排水対策の環境保全活動の支援や環境保全に係る広報及び啓発活動を行うことにより、住民の環境保全に対する理解や意識の高揚を図る。
浄化槽業務	浄化槽法	・浄化槽設置届の審査を行う。 ・浄化槽設置後の適正な維持管理及び法定検査受検の指導を行う ・合併処理浄化槽設置普及啓発を行う。

杵藤保健福祉事務所 相談受付時間 ※年末年始、土日祝祭日を除く

分類	業務	曜日	時間	予約	担当
からだ	エイズ相談・検査（Webサイトからも予約可）	第1・第3火曜日	9時～11時	要	健康推進担当 電話：0954-22-2104
	エイズ相談・検査(夜間)	第1火曜日	17時～19時	要	
	レディース健康相談	平日	9時～16時45分	要	母子保健福祉担当 電話：0954-23-3174
	不妊相談（保健師による面接・電話相談）	平日	9時～16時45分	要	
	難病相談（保健師等）	平日	9時～16時45分	要	精神保健福祉担当 電話：0954-22-2105
くらし	栄養成分表示相談	平日	9時～16時45分	要	健康推進担当 電話：0954-22-2104
	食品営業に関する許可申請・相談	火・水・金曜日	9時～16時45分	要	
	食品衛生に関する相談	火・水・金曜日	9時～16時45分	要	
	動物取扱業に関する登録申請・相談	平日	9時～16時45分	要	
	犬猫に関する相談	平日	9時～16時45分	要	
	生活衛生営業相談(理・美容、クリーニング等)	月・木曜日	9時～16時45分	要	衛生対策課 電話：0954-23-3501
	飲料水の相談	平日	9時～16時45分	要	
	身近な生活衛生相談	平日	9時～16時45分	要	
	環境保全に関する相談	火・木曜日	9時～16時45分	要	環境保全課 電話：0954-23-3506
	浄化槽設置者講習会	毎月2回 (武雄・鹿島)	13時～13時15分 (受付時間)	不要	
こころ	精神保健福祉相談(医師面接相談)	毎週水曜日	13時～16時	要	精神保健福祉担当 電話：0954-22-2105
	精神保健福祉相談(保健師による面接・電話相談)	平日	9時～16時45分	要	
こども	療育相談（小児整形外科医師相談）	偶数月第4火曜日	予約時に案内	要	母子保健福祉担当 電話：0954-23-3174
ふくし	生活保護	平日	9時～16時45分	要	地域福祉担当 電話：0954-23-3175
	パーキングパーミット	平日	9時～16時45分	不要	地域福祉担当 電話：0954-23-3175
	D V等女性相談	平日	9時～16時45分	不要	母子保健福祉担当 電話：0954-23-3174
	ひとり親・寡婦・児童福祉相談	平日	9時～16時45分	不要	
免許	管理栄養士、栄養士、調理師免許	平日	9時～16時45分	不要	企画担当 電話：0954-22-2103
	医療従事者各種免許	平日	9時～16時45分	不要	
	麻薬関係免許	平日	9時～16時45分	不要	
	製菓衛生師免許	平日	9時～16時45分	不要	
	クリーニング師免許	平日	9時～16時45分	不要	
各種給付	不妊・不育の助成	平日	9時～16時45分	要	母子保健福祉担当 電話：0954-23-3174
	小児慢性特定疾病医療費助成	平日	9時～16時45分	不要	
	特定医療費（指定難病）の助成	平日	9時～16時45分	要	精神保健福祉担当 電話：0954-22-2105
	原子爆弾被爆者援護	平日	9時～16時45分	不要	企画担当 電話：0954-22-2103
	結核医療費公費負担	平日	9時～16時45分	不要	健康推進担当 電話：0954-22-2104
	ウイルス性肝炎治療費助成 肝炎ウイルス精密検査費助成 肝疾患定期検査費助成	平日	9時～16時45分	不要	
その他	医療機関の各種届出	平日	9時～16時45分	不要	企画担当 電話：0954-22-2103
	医療機関に関する苦情・相談 (南部地区医療安全支援センター)	平日	9時～16時45分	不要	

県内保健福祉事務所及び県の保健福祉機関

保健福祉事務所名	電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
佐賀中部保健福祉事務所	(0952)30-1321	(0952) 33-4627	849-8585	佐賀市八丁畷町 1-20
鳥栖保健福祉事務所	(0942)83-2161	(0942) 84-1849	841-0051	鳥栖市元町字横田 1234-1
唐津保健福祉事務所	(0955)73-4185	(0955) 75-0438	847-0012	唐津市大名小路 3-1
伊万里保健福祉事務所	(0955)23-2101	(0955) 22-3829	848-0041	伊万里市新天町坂口 122-4
杵藤保健福祉事務所	(0954)22-2103	(0954) 22-4573	843-0023	武雄市武雄町昭和 265
機 関 名		電話番号	郵便番号	住 所
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー		(0952) 73-5060	845-0001	小城市小城町 178-9
衛 生 薬 業 セ ン タ ー		(0952) 30-5009	849-8585	佐賀市八丁畷町 1-20
環 境 セ ン タ ー		(0952) 30-1616	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝 119-1
総 合 福 祉 セ ン タ ー		(0952) 26-1212	840-0851	佐賀市天祐 1-8-5

利用できる電話相談

相 談 内 容	電 話 番 号	実 施 機 関 名
佐賀こころの電話 精神科救急情報センター エイズホットライン エイズテレフォンサービス 小児救急医療電話相談窓口 (※19時～翌朝8時まで)	(0952) 73-5556 (0952) 20-0212 (0952) 33-7788 (0952) 29-1132 プッシュ回線・携帯電話 #8000 (プッシュ回線以外) (0952) 24-2200 (0952) 33-2298 0120-279-392	佐賀県精神保健福祉センター 佐賀県障害福祉課 佐賀中部保健福祉事務所 佐賀県健康福祉政策課 佐賀県・佐賀県救急医療協議会
不妊・不育専門相談センター 妊娠 SOS さが (毎週月曜～木曜 9時～17時) (毎週金曜日 9時～22時) 妊娠 SOS ほっとライン (毎週火曜日 11時～15時)	0120-106-896	佐賀いのちを大切にする会
女性総合相談 心身に障害のある方の相談 婦人の悩みごと 子ども家庭 110 番電話相談 障害者 110 番	(0952) 26-0018 (0952) 26-1212 (FAX) 23-4679 (0952) 23-4152 (0952) 24-8110	県立男女共同参画センター (アバンセ) 佐賀県総合福祉センター 〃 〃 〃
生活困窮について 献血について 麻薬・覚せい剤の相談 高齢者の悩みごと 介護や福祉用具について 廃棄物 110 番 (不法投棄、野焼きなど) がんの悩み相談ダイヤル 肝臓なんでも相談窓口 難病相談	(0952) 20-0095 (0952) 32-1011 (0952) 26-9110 (0952) 30-2565 (0952) 31-8655 0120-26-5301 0120-246-388 (0952) 34-3731 (0952) 97-9632	佐賀県生活自立支援センター 佐賀県赤十字血液センター 佐賀県警察本部 佐賀県シルバー情報相談センター 佐賀県介護実習普及センター 佐賀県循環型社会推進課 佐賀県がん総合支援センター (さん愛プラザ) 佐賀大学医学部附属病院肝疾患センター 佐賀県難病相談・支援センター

